

※主任介護支援専門員の資格を取得していない方、又は主任介護支援専門員の資格の更新を希望しない方は、「令和2年度介護支援専門員研修フローチャート」をご確認ください。



【研修の申込先・研修内容についての問い合わせ先】
社会福祉法人島根県社会福祉協議会 法人支援部(島根県福祉人材センター)
〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階
TEL:0852-32-5975 FAX:0852-32-5956

【更新手続きに関する問い合わせ先】
島根県健康福祉部高齢者福祉課 介護サービス推進グループ
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地(県庁第2分庁舎1階)
TEL:0852-22-5928 FAX:0852-22-5238

主任介護支援専門員の更新を希望しますか？
※主任介護支援専門員の資格を取得された時期によって有効期間の満了日が異なります。

○証の有効期間内に必要な更新のための研修を修了し、証の更新申請をしてください。
※主任介護支援専門員更新研修を有効期間内に受講しない場合は、主任介護支援専門員ではなくなり、再び主任介護支援専門員として実務に就く場合は、改めて主任介護支援専門員研修を受講する必要があります。

主任介護支援専門員の資格を取得した時期が
平成26年度以前
(~平成27年3月31日)

主任介護支援専門員の資格を取得、又は更新した時期が
平成27年度～平成29年度
(平成27年4月1日～平成30年3月31日)
※主任介護支援専門員の有効期間満了日は主任介護支援専門員(更新)研修の修了証書に記載されている修了日から5年間

主任介護支援専門員の資格を取得、又は更新した時期が
平成30年度以降
(平成30年4月1日～)

主任介護支援専門員の有効期間が満了しています
※再び主任介護支援専門員として実務に就く場合は、改めて主任介護支援専門員研修を受講する必要があります。

介護支援専門員証の有効期間満了日までに主任介護支援専門員更新研修を修了することができる
※主任介護支援専門員更新研修は証の有効期間内に修了する必要があります。詳しくは島根県福祉人材センターの研修日程をご確認ください。

令和2年度主任介護支援専門員更新研修

介護支援専門員証の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修が修了できない場合は、先に介護支援専門員証を更新してください。詳しくは「介護支援専門員研修フローチャート」をご確認ください。

令和2年度主任介護支援専門員更新研修の受講対象ではありません。

【注意事項】
①証の有効期間満了日までに主任介護支援専門員更新研修を修了すれば、証を併せて更新することができます。
②主任介護支援専門員更新研修を受講するためには、このフローチャートで示す受講年度以外に所定の受講要件を満たしている必要があります。※詳しくは島根県福祉人材センターの開催要項をご確認ください。
③主任介護支援専門員更新研修を修了された方の更新手続きについては、原則として、証の有効期間を主任介護支援専門員更新研修修了証書の有効期間に揃えて交付します。(置き換えを希望しない方については、申し出をすることにより有効期間を置き換えないこともできます。)
④証の更新手続きをせずに有効期間が満了した場合は、主任介護支援専門員として業務を行うことはできません。ただし、主任介護支援専門員の有効期間内に再度、研修を受講し証の再交付を受けた場合は、主任介護支援専門員の資格も同時に有効となります。